



立 木 公 売 の ご 案 内

資 格 付 一 般 競 争 入 札

令和 7 年度 立 木 第 6 回

令和 7 年 11 月 25 日（火）

開 始 10時00分 締 切 10時05分

〒 324-0022 栃木県大田原市宇田川1787-15

塩 那 森 林 管 理 署

TEL 0287(28)3125

本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし
し手続が適正になされた森林の立木です。

公 売 公 告

令和 7 年 10 月 27 日

分任契約担当官

塩那森林管理署長 伊藤 香里

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和 25 年 5 月 17 日農林省告示第 132 号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和 7 年 11 月 25 日（火）

入札開始 10 時 00 分

締切 10 時 05 分 締切後即時開札

2 入札及び開札の場所

塩那森林管理署 2 階会議室

3 郵便入札

認めます。

（１）送付場所 〒324-0022

栃木県大田原市宇田川 1787-15 塩那森林管理署

（２）到着期限 11 月 21 日（金） 16 時 00 分必着。

* 上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

（３）その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と朱書し、書留または配達証明でお送り下さい。

4 入札物件

（１）次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 伐採種（主伐・間伐等）

エ 国有林・分収造林・分収育林・官行造林の区分

オ 搬出期間

力 樹種・数量・収穫面積

5 入札参加者の資格

令和7年度から令和11年度の林産物の売払いに係る「一般競争参加資格確認通知書（林産物の売払）」の交付を各森林管理局長より受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- （1）予算決算及び会計令第70条に該当する者。
- （2）予算決算及び会計令第71条に該当する者。
- （3）開札の日に、関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

- （1）入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。
- （2）入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

- （1）代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙1-1）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」（別紙1-2）を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」（別紙２）のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

（２）無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに談合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が２通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙３）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

（３）落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が２名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

１０ 契約の成立及び締結期限

（１）契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

（２）契約の締結期限は令和７年１２月４日（木）までとします。

１１ 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して２０日以内とします。

１２ 代金の延納

（１）１件の売払契約代金が１５０万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和２４年法律第１７６号）の定めるところにより認めます。年利については関東森林管理局ホームページにてご確認ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/ennou.html> 延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金＝（契約代金×延納期間×延納利率）÷365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

（2）延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。

（3）延納期限は、1,000㎡未満は6ヶ月以内、1,000㎡以上は10ヶ月以内とします。

1.3 物件の引渡

（1）物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。

（2）物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を塩那森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。

（3）引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を塩那森林管理署長に提出して下さい。

1.4 各規程等の閲覧場所

（1）販売物件明細書、契約書案

ア 販売物件明細書：塩那森林管理署又は塩那森林管理署ホームページで閲覧して下さい。

イ 契約書（案）：塩那森林管理署で閲覧して下さい。

塩那森林管理署のホームページアドレス

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/enna/koubai/koukoku1.html>

（2）各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局等競争契約入札心得

エ 各種様式（別紙1：委任状、別紙2：入札書）

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/index.html>

ホームページを閲覧できない方は、塩那森林管理署業務グループ（経営担当）へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

15 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙3）に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。

(4) 適格請求書（インボイス）の交付について

ア 国は適格請求書発行事業者です。

イ 民収分を含まない物件については、売買契約書に登録番号等の必要事項を記載しますので、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。

ウ 民収分を含む物件（分収造林・分収育林・官行造林）については、適格請求書（インボイス）の交付は売買契約書に別紙4-1「売買代金明細書」を添付することとし、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。なお、民収分も国が販売の実際の実施者であることから、「媒介者交付特例」を適用して国から交付します。

現時点（公告時点）における仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、物件の入札書に記載された金額に対する割合は、別紙4-2のとおりです。

入札に際し、注意願います。

詳細については下記ページをご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokuyuurinya_invoice.html

- (5) 林産物や林業機械の運搬を想定している車両が実際に現地まで走行可能か運搬区間を確認した上で入札してください。

16 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

塩那森林管理署 業務グループ（経営担当）

電話番号 0287-28-3125

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

特約事項

- 1 本件は、分収造林となっており、通常の立木販売代金の納入方法とは、以下の点が異なることに留意すること。
 - (1) 国の持分に係る代金については、国の発行する納入告知書により納入すること。
 - (2) 分収造林契約者の持分に係る代金については、当該契約者の指定する金融機関口座に直接振り込むこと（振込手数料は買受人の負担となる。）。なお、当該代金については延納を認めません。
- 2 今回の物件は皆伐であるため、販売区域内の立木はすべて伐採・搬出すること。
なお、伐採又は搬出が著しく困難な立木があった場合は、事業地を管轄する森林事務所（以下「管轄事務所」という。）へ申し出ること。
- 3 搬出に市町村道、農道等を使用する際は、必要に応じて敷鉄板等による保護など道路に毀損が生じないように対策を講じ、万一、毀損等があった場合は買受人の負担で復元すること。
- 4 事業完了後に所轄事務所の森林官等（以下「森林官等」という。）から林道の路面整正等について指示があった場合は従うこと。
- 5 土場及び搬出に民有地を使用する場合は、土地所有者と直接交渉を行うこと。
- 6 搬出等に販売区域以外の国有林を使用する場合は、「国有林野無料利用申請書兼請書」を管轄事務所へ提出すること。
- 7 作業実施に当たっては、労働安全及び山林火災防止等に十分留意するとともに、過積載を行わないなど法令順守を徹底すること。万一、労働災害等が発生した場合は、管轄事務所又は塩那森林管理署へ連絡すること。
- 8 「主伐時における伐採・搬出指針」を遵守すること。ただし、指針3の①及び⑤は適用しない。
- 9 事業計画書等の提出及び承認
 - (1) 現地を精査の上、作業に着手する14日前までに「立木販売箇所の事業計画書」を森林官等に提出し、塩那森林管理署長の承認を受けること。
 - (2) 事業計画書には、森林作業道等の路網計画を明示した図面を添付すること。
また、図面については、保安林協議等のために別途作成したものを用いても差し支えない。いずれについても、等高線、予定線形、総延長、路網密度、幅員、土場の

箇所等が記載されたものであること。また、「伐採及び搬出に係るチェックリスト」により確認を行い併せて提出すること。

(3) 路網計画を変更する必要があるときは、変更内容を記載した書面を森林官等に提出し、塩那森林管理署長の承認を受けること。

(4) 路網作設は、塩那森林管理署長の承認を受けた後に着手すること。

10 販売箇所、搬出に伴う作業道等が保安林の場合は、保安林等の法的制限がある場合には、手続きが必要となります。手続きは、内容により相当数の期間がかかるため、事業着手届提出前に、お問合せください。

11 森林作業道等を作設する際は、以下の項目を遵守すること。

(1) 路網

ア 配置

(ア) 路網は、フォワーダ等車輛系林業機械（以下「林業機械等」という。）が安全に走行でき、かつ作業システムが効率的に稼働するよう、次の点に留意して配置する。

①地形・地質の安定している個所を通過するようにする。

②地形に合った屈曲線形となるようにする。

③排水を考慮した波形勾配となるようにする。

④急勾配区間とカーブの組合せは極力避ける。

⑤S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

イ 幅員

3 m以下とする。ただし、林業機械等の安全性及び作業性を確保する必要がある区間については3.5 m以下とする。

ウ 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の特性等を考慮した上で、林業機械等が木材等を積載した状態で安全に上り・下りできる範囲で計画する。

横断勾配は、水平を基準とする。なお、緩勾配など安定した場所において谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工や盛土のり面の保護措置をとる。特に、カーブ部については、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状とすることにより、こまめに行うこととする。また、排水箇所は安定した尾根部や常水のある沢等を選び、路面上の雨水を安全・適切に処理するために次の点に留意する。

①勾配のあるカーブでは、上部のカーブ入口付近で排水を行う。

②地下水が湧出している場合、又は地表水の局所的な流入・滞水が予測される場合には、側溝又は横断排水施設等により排水を行う。

(2) 施工

ア 切土

のり面勾配は直切りを標準とし、切土高は、ヘアピンカーブの入口などやむを得ない場合を除き、1.5 m程度以内とする。

ただし、切土高が1.5 mを超える場合、又は、土質が直切りに適していない場合は6分（岩石の場合は3分）とする。

イ 盛土

盛土を行う場合は、地山を段切りして基盤をつくった上で、30 cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、地山が緊密度の低い土砂である場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を30 cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

のり面勾配は、1割程度とするが、盛土高が2 mを超える場合は、1割2分程度とする。

特に、ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行う、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量に過不足が生じた場合は、山側から谷側への横断方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦断方向での土量調整も行う。

ウ 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点から必要な場合や地形・地質等の制約からやむを得ない場合限り、簡易なものを設置する。その場合、転石など現地発生資材の活用を積極的に検討し、路網利用頻度や構造物のコスト等を斟酌して適切なものを選定する。

エ 伐開

伐開は、斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

(3) 周辺環境への配慮

人家、道路、鉄道等の重要な保全対象（以下「人家等」という。）又は水道取水口が存在する場合は、その直上には森林作業道を極力作設しない。また、事業実行中は、人家等や水道取水に影響が出ないように、必要に応じて土砂の流出、土石の転落、伐倒木等の落下を防止するため措置を講じる。

また、希少な野生生物の生息・生育に関する情報を把握した場合は、直ちに森林官等に報告する。

(4) その他

ア 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね30cm幅の層状とし、層ごとにバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工が適していない場合は、林地保全に支障のない状態で林地に還元する。

イ 事業終了時には、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

ウ 本特約事項に指定していない事項については、森林作業道作設指針によることを基本とする。

12 官民境界標識の保護

事業実行中は「官民境界標識」を毀損、亡失させないように注意すること。万一、境界標の毀損等が発生した場合は、買受人の負担で復元すること。

13 塩那森林管理署長は、8、11の不遵守や、承認した事業計画と著しく異なる施工により林地崩壊が発生し又は発生するおそれがあるなど、林地保全上特に問題があると認めた場合は、植栽や盛土の転圧、排水溝の設置など必要な措置を自己の負担により講じるよう買受人に命ずることができる。この場合、買受人は塩那森林管理署長等の命に従わなければならない。

14 以上のほか、塩那森林管理署職員が提示した事項についても必ず遵守すること。

契約番号

立木販売

売 買 契 約 書

(案)

売買物件の 所在場所				面積(ha)
売買物件の 種類及び数量	区 分	樹 種	本数(本)	材積(m³)
	立 木			
	内 訳 公売物件番号 号			
売買代金	売 買 代 金		円	
	う ち 消 費 税 抜 代 金		円	
契約保証金	免除			円
売買代金の分収額	官収分	分 収 額	円	
		うち消費税抜代金	円	
官行造林立木竹 分収造林立木竹 分収育林立木竹	民収分	分 収 額	円	
		うち消費税抜代金	円	
	分収権者			

* 概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。

* 本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である。

売 買 代 金 納 付 の 方 法	現 金 納 付 分	売 買 金 額	円	納 付 期 限	令 和 年 月 日
	延 納 分	延 納 金 額	円	延 納 期 間	～ 日 間
		延 納 利 息	円		
		延 納 担 保 金 額	円 以上	担 保 の 種 類	
		延 納 利 率	年 %	同 提 供 期 限	
	分 割 延 納 分	延 納 金 額	円	延 納 期 間	～ 日 間
		延 納 利 息	円		
		延 納 担 保 金 額	円 以上	担 保 の 種 類	
		延 納 利 率	年 %	同 提 供 期 限	
	売 買 物 件 の 引 渡 方 法		みなし引渡し	売 買 物 件 の 引 渡 期 間 (期 限)	代 金 納 付 の 日 又 は 延 納 担 保 提 供 の 日 (概 算 の 場 合 の 最 終 期 限)
売 買 物 件 の 搬 出 期 間 (期 限)		引 渡 の 日 か ら 起 算 し て ヶ 月 (期 限)			
売 買 (使 用) 目 的 の 指 定			施 設 設 置 等 の 指 定		
特 約 事 項					

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売 渡 人 分任契約担当官 塩那森林管理署長

登録番号 T8000012050001

買 受 人

委 任 状 (例)

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 年 月 日
- 2 件 名
- 3 入札に関する一切の件

2 件 名

3 入札に関する一切の件

年 月 日

住所

商号又は名称
代表者氏名

担当官
長

殿

注意：代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。

なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙１－２）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、各署等ごとに委任状の提出が必要となります。

委 任 状 （例）

私は、都合により〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

1 入札に関する一切の件

2 見積もりに関する事項

3 委任期間

年 月 日から 年 月 日

年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

担当官
長

殿

入札書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、
契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び
関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知の上、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官

塩那森林管理署長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人)

氏 名

(注意事項)

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 3 本様式は標準例を示したものであり、その他の事項を追加した適宜の様式を使用しても差し支えない。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （１）暴力的な要求行為を行う者
- （２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （５）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

売買代金明細書

T8000012050001

塩那森林管理署

売買契約年月日 令和 年 月 日

売買契約番号

売買物件の所在場所

売買代金 合計額	税込金額	うち消費税額 (10%)

うち適格請求書 (インボイス)	税込金額	うち消費税額 (10%)
対象金額		

<内訳>

インボイス対象	税込金額	うち消費税額 (10%)
①官収分		—
②民収分 (適格請求書発行事業者分)		—
小計		

インボイス対象外	税込金額	うち消費税額 (10%)
③民収分		—
小計		

○適格請求書（インボイス）の交付について

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。

なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。

入札に際し、注意願います。

※1 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額、契約金額に含まれる消費税相当額（税率 10% で計算した額）とは一致しない場合があります。

※2 当該割合は、現時点（公告時点）で把握している数値であり、変動する場合があります。

1 号物件（分収造林） 1 0 . 0 0 %

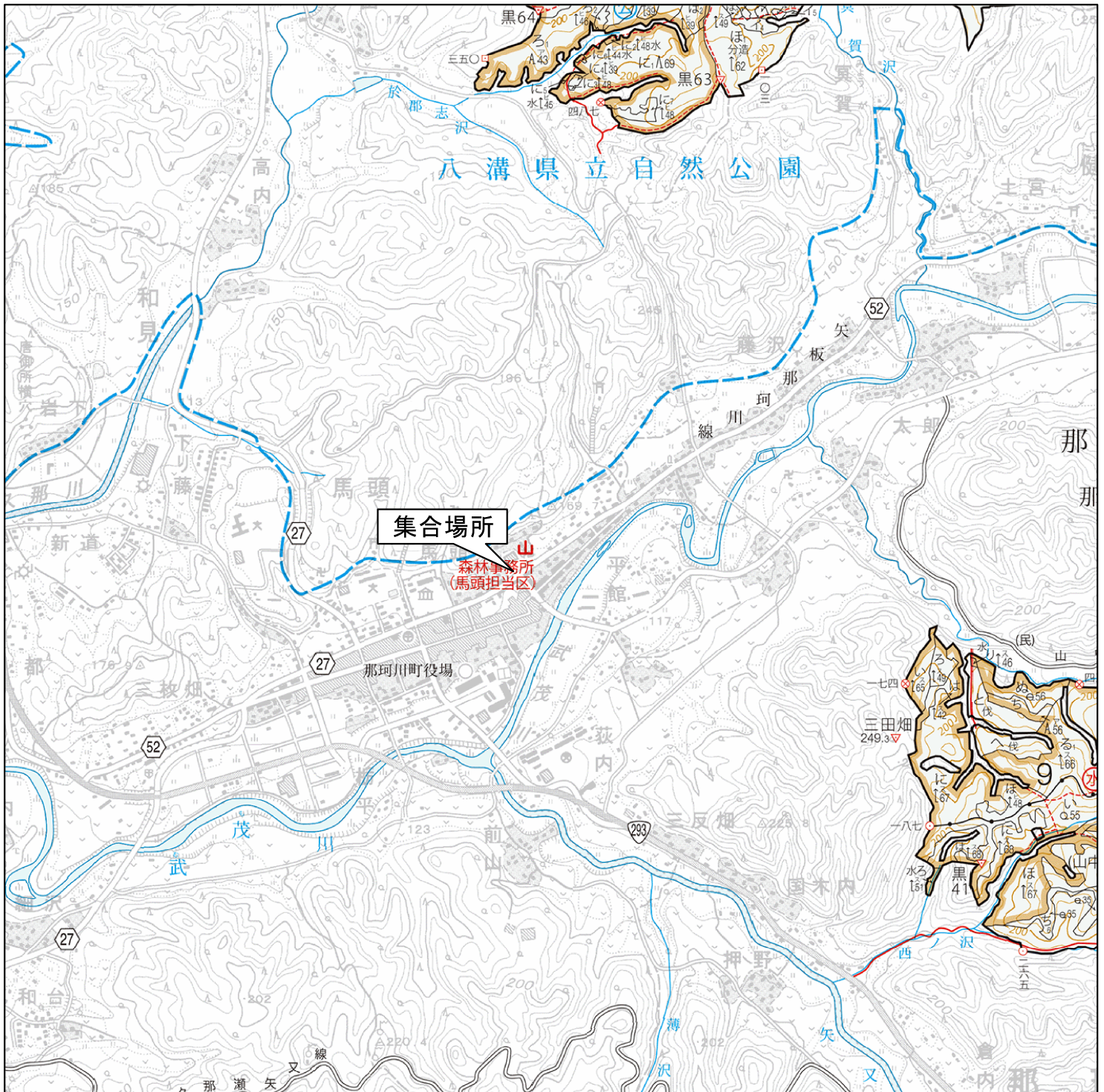
※3 上記 2 の数値には、免税事業者等からの仕入に係る経過措置の控除率は計算されていません。

立木販売物件現地案内について

現地案内を下記日程により行いますのでお集まり下さい。

売払 番号	案内日	集合場所	案内者
1号	11月13日(木) 9時30分集合	栃木県那珂川町馬頭67-1 那珂川町総合体育館駐車場 (馬頭森林事務所前)	馬頭森林事務所 森林官補 本間 真由香 電話 080-1020-2598

※ 林内は危険な場所やすべりやすくなっている箇所がありますので、ヘルメット・手袋の着用等をし、各自安全対策をお願いします。



資格付一般競争入札

令和7年度 立 木 第6回

令和7年11月25日（火）施行

販売物件明細書

塩 那 森 林 管 理 署

令和 7 年度 第 6 回
立 木 公 売 物 件 一 覧 表

売払 番号	物 件 所 在 地	主 要 樹 種	本 数	材 積(m3)	備 考
1	那珂川町健武字於那志 10ほ1 林小班 9.54 ha 皆伐 年生 68	スギ ヒノキ アカマツ 外	7,078	1,935.74	調査方法:毎木調査
			7,078	1,935.74	

立 木 公 売 物 件 明 細 書

売払番号 第 1 号

1. 物件所在地 那珂川町健武字於那志10ほ1林小班

2. 面 積 9.54 ha

3. 伐 採 種 皆伐

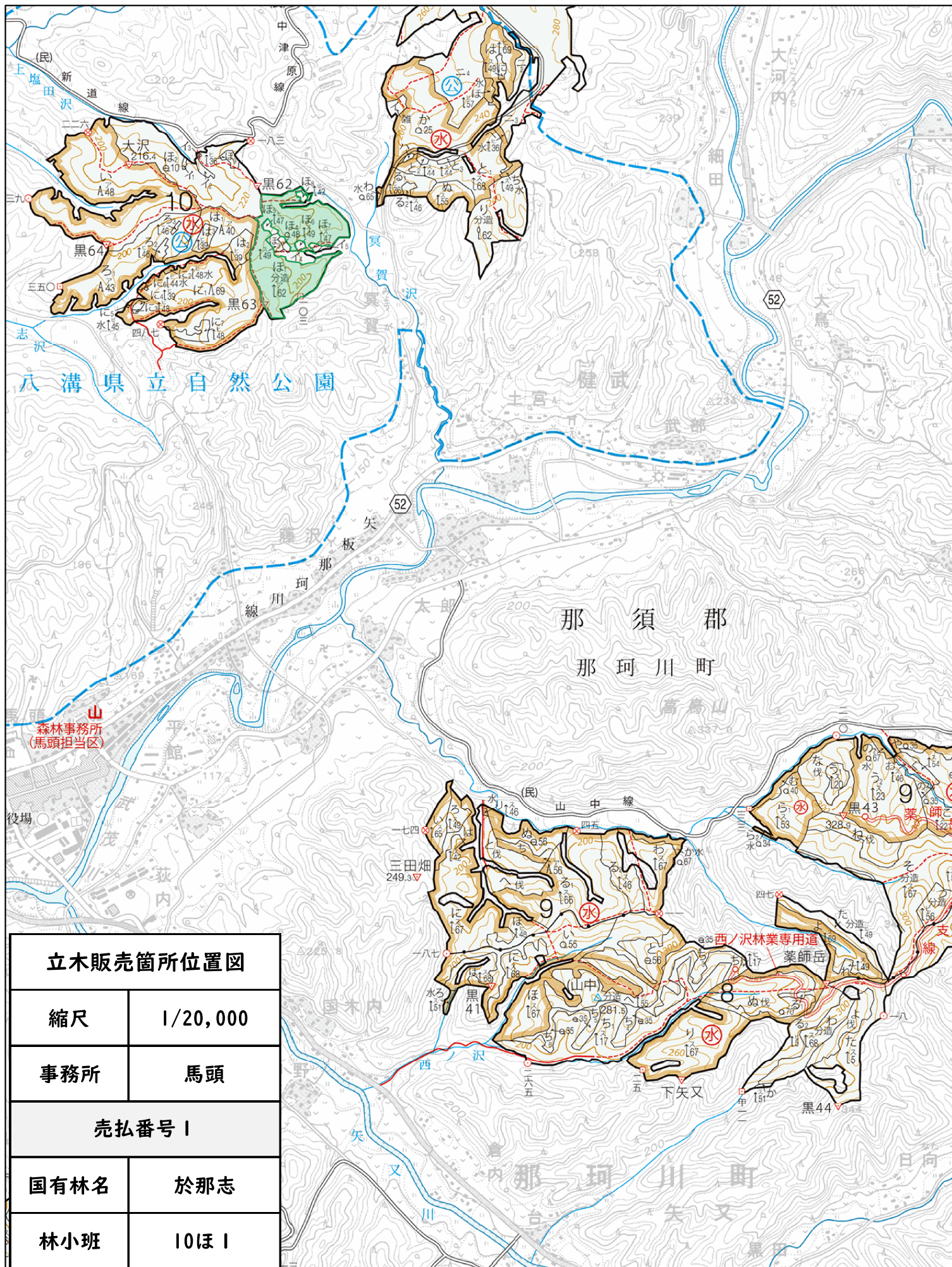
4. 林 齢 68 年生

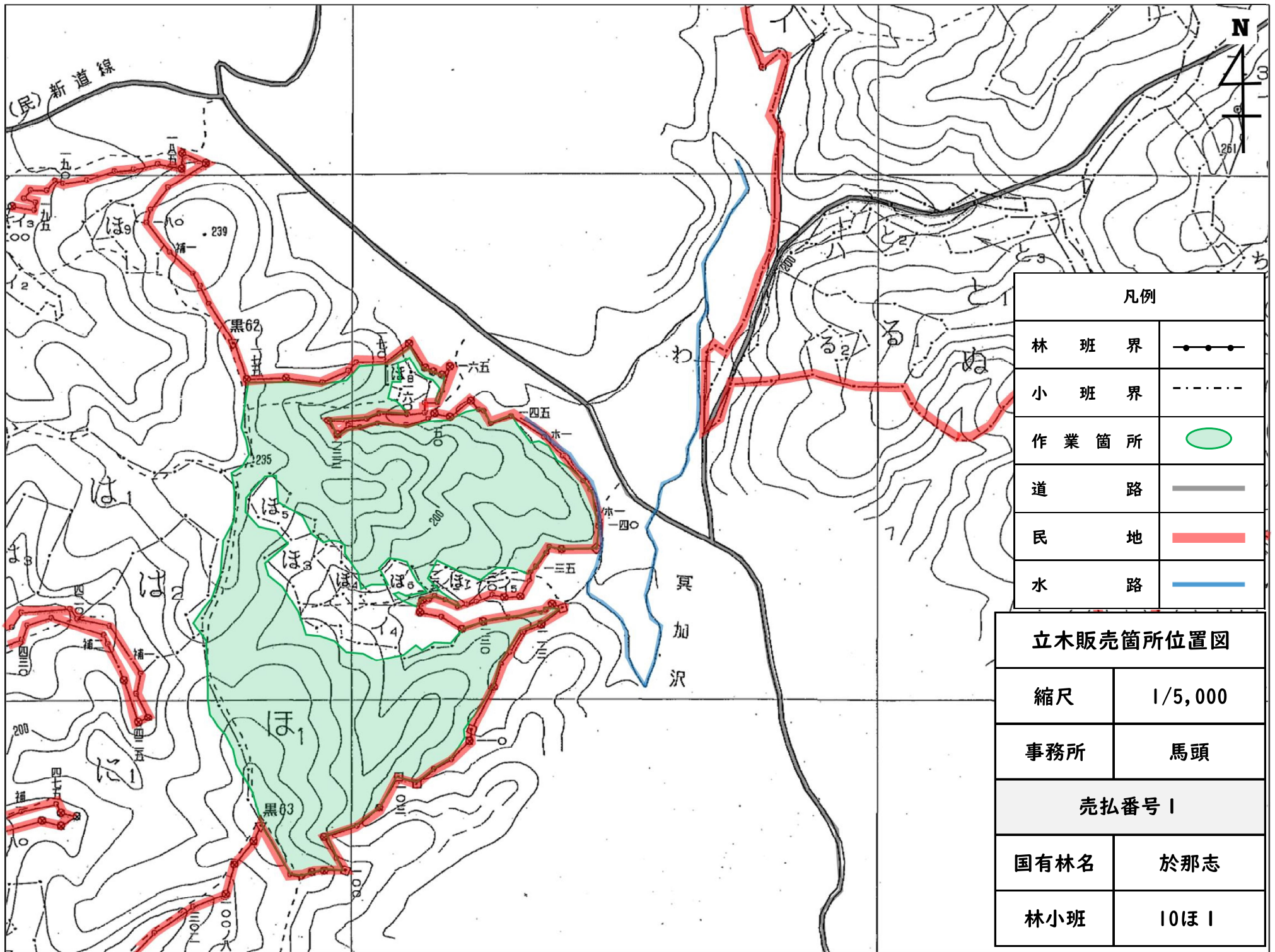
5. 搬 出 期 間 36 ヶ月

樹 種	区 分	本 数	材 積(m³)	径級別内訳
スギ	一般用材	184	116.37	樹種別直径等明細書のとおり
ヒノキ	〃	142	35.20	〃
アカマツ	〃	25	19.93	〃
一般材N計		351	171.50	
一般材L計				
一般材計		351	171.50	
N	パルプ用材	778	200.46	樹種別直径等明細書のとおり
L	〃	5,949	1,563.78	〃
パルプ材計		6,727	1,764.24	
計		7,078	1,935.74	
メ モ				
入札枚数	順 位	氏 名	金 額	備考・落否
	3番札			
	2番札			
	1番札			

販売物件明細書

売払番号	物 件 所 在 地				面 積 (h a)					搬 出 期 限									
1	那珂川町健武字於那志10ほ1林小班				9.54					36ヶ月									
スギ					ヒノキ					アカマツ					低質材L				
区 分	径 級	樹 高	本 数	材 積	区 分	径 級	樹 高	本 数	材 積	区 分	径 級	樹 高	本 数	材 積	区 分	径 級	樹 高	本 数	材 積
一般用材	12	11	6	0.42	一般用材	12	10	9	0.54	一般用材	18	16	1	0.20					
	14	12	7	0.70		14	12	23	2.30		22	17	1	0.32					
	16	15	16	2.56		16	13	26	3.38		24	17	1	0.37					
	18	16	11	2.31		18	14	23	4.14		28	18	1	0.52					
	20	18	25	7.25		20	14	18	3.96		30	18	2	1.18					
	22	19	14	5.04		22	15	16	4.48		32	18	4	2.64					
	24	20	15	6.75		24	16	6	2.10		34	18	3	2.22					
	26	21	18	9.90		26	16	5	2.00		36	19	4	3.44					
	28	22	14	9.24		28	17	7	3.43		38	20	5	5.00					
	30	23	12	9.36		30	15	1	0.48		40	20	1	1.10					
	32	24	11	9.90		30	19	1	0.63		42	20	1	1.24					
	34	25	10	10.40		32	17	1	0.62		48	21	1	1.70					
	36	25	7	8.05		32	24	1	0.99										
	38	26	1	1.32		34	19	1	0.79										
	40	27	1	1.51		34	27	1	1.28										
	40	28	1	1.57		40	21	1	1.19										
	42	27	3	4.89		42	20	1	1.21										
	42	28	2	3.38		44	24	1	1.68										
	42	29	1	1.75															
	44	27	2	3.54															
	44	28	1	1.84															
	46	28	1	1.99															
	48	27	1	2.07															
	50	29	1	2.39															
	52	29	1	2.57															
	54	30	1	2.84															
	56	28	1	2.83															
小 計			184	116.37	小 計			142	35.20	小 計			25	19.93	小 計				
パルプ用材	10～44		150	22.53	パルプ用材	10～40		384	40.01	パルプ用材	12～54		244	137.92	パルプ用材	8～62		5,949	1,563.78
樹種計			334	138.90	樹種計			526	75.21	樹種計			269	157.85	樹種計			5,949	1,563.78
														総 本 数 7,078 本					
														総 材 積 1,935.74 m³					
														林 齢 68 年生					
														伐採方法 皆伐					
														そ の 他 分収造林					





凡例	
林 班 界	—●—●—●—
小 班 界	- - - - -
作 業 箇 所	○
道 路	—
民 地	■
水 路	—

立木販売箇所位置図	
縮尺	1/5,000
事務所	馬頭
売払番号 1	
国有林名	於那志
林小班	10ほ1